

新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金

(三密対策支援金)

[申請受付要領]

1 申請受付期間

●令和2年6月30日(火)～令和2年7月31日(金)

○予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。
その場合は、受付終了の概ね1週間前に県ホームページ等でお知らせします。

2 申請書類(様式1～3)

●令和2年6月17日(水)から下記の方法で入手できます。

申請書類の郵送による提供は行いませんので、ご了承ください。

- 新潟県ホームページからのダウンロード
(URL)<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kokusaikanko/shienkin.html>
○県庁受付及び県地域振興局、市町村、商工会・商工会議所、県内金融機関等の窓口

3 申請方法

●下記の宛先まで、申請書類一式を必ず「郵送」してください。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、持参による申請はできません。

- 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

郵送料はご自身で負担のうえ、裏面に差出人の住所・氏名を記載してください。

〔宛先〕〒950-8570 (住所記載不要)

新潟県 三密対策支援金センター 受付係 宛

【お問い合わせ先】

■新潟県 三密対策支援金センター

〔受付時間〕午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

〔電話番号〕025-282-1759



1 支援金概要

(1)趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、事業者が取り組む「新しい生活様式に対応した感染予防の設備整備等」を支援します。

(2)留意点

- 支援金を支給された方に対して、県は取組状況の報告や検査を必要に応じて求めますので、対応をお願いします。
- 支援金を支給された方の申請内容に、虚偽や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金するとともに、支援金受領日から返還日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率 10.95% の割合で計算した額[新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金交付要綱第8条第2項]）を支払うことになります。

※ 支援金制度は、新潟県議会令和2年6月定例会における議決を踏まえて実施が決定します。

2 対象者

●以下の要件全てを満たす者が対象です。

- (1) 新潟県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業*及び個人事業主であること（社団法人、財団法人、NPO法人等を含む）。

* 「中小企業」の定義については「8 その他」を参照してください。

- (2) 県民に直接サービスを提供する施設を有する下記の業種であること。

飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業(集会場)

(※詳細は、別表1のとおり)

- (3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

3 対象経費

- 令和2年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費。
(※衛生設備、衛生用品に関する詳細は、別表2のとおり。)

○対象経費に関する留意点

- (1) 衛生用品の購入費のみの申請は、対象になりません。
- (2) 消費税及び地方消費税額は、対象経費に含めません。
- (3) 国等が行う支援制度に申請した（又は今後申請予定の）経費は対象なりません。

4 支給額

- 一事業者あたり5万円（下限）～20万円（上限）〔補助率10/10〕
- 「3 対象経費」の要件を満たす総額5万円以上（税抜）の経費について、20万円を上限に実費（実際に支払った金額）を支給します。
- 申請にあたっては、支出した日付・品目・金額（税抜）の3点が分かる領収書などの書類の写しを添付してください。
- 申請の際は、銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・JAバンクなどの金融機関に有する申請者と同一名義の口座を振込口座に指定してください。

[参考]

購入費等 (税抜)	衛生設備のみ	衛生設備+衛生用品	衛生用品のみ
5万円未満		×	(対象外)
5万円以上 20万円以内	○ (実費を支給します)		×
20万円超	○ (20万円を支給します)		(対象外)

5 申請書類(様式1～3)

(1) 申請書類の入手方法

- ① 新潟県ホームページ

令和2年6月17日（水）からダウンロード可能です。

(URL) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kokusaikanko/shienkin.html>

② 県庁及び関係窓口

令和2年6月17日（水）から県庁受付や、最寄りの県地域振興局、市町村、商工会・商工会議所、県内金融機関等の各窓口で入手できます。

（2）申請書類の提出

別表3にある申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることができます。なお、申請書類は返却しません。

6 申請受付期間及び申請方法

（1）申請受付期間

令和2年6月30日（火）～令和2年7月31日（金）

（予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。その場合は、受付終了の概ね1週間前に県ホームページ等でお知らせします。）

（2）申請受付方法

下記宛先まで、申請書類一式を必ず「郵送」してください。

（新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、持参による申請はできません。）

○簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

郵送料はご自身で負担のうえ、裏面に差出人住所・氏名を記載してください。

〔宛先〕〒950-8570（住所記載不要）

新潟県 三密対策支援金センター 受付係

7 支給の決定等

○申請書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支給します。

審査結果の通知と支援金の支給は、7月中旬から順次実施する予定です。

8 その他

〔参考〕対象「中小企業」の範囲（中小企業基本法第2条第1項より作成）

業種	中小企業者 (下記いずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

別表 1

支援金支給対象事業一覧

○以下のうち、一般県民の方々に直接サービスを提供する施設を有する中小企業及び個人事業主（社団法人、財団法人、NPO 法人等を含む）

業 種	例 示
飲食 サービス業	食堂、レストラン、割ぽう、料亭、ラーメン店、焼肉店、すし屋、居酒屋、バー、スナック、ナイトクラブ、喫茶店、カフェ、持ち帰り弁当店、移動販売店、宅配ピザ屋 等
宿泊業	ホテル、旅館、カプセルホテル、山小屋、民宿 等
小売業	スーパー、呉服店、洋服店、菓子店、パン屋、コンビニエンスストア、自動車販売店（新車・中古車）、自転車店、電器店、家具店、ドラッグストア、ガソリンスタンド、書店、スポーツ用品店、たばこ店、花屋、リサイクルショップ 等
生活関連 サービス業	クリーニング店、理容店、美容店、銭湯、エステサロン、ネイルサロン、旅行業、葬儀屋、結婚式場、運転代行 等
娯楽業	映画館、劇場、ライブハウス、陸上競技場、体育館、ゴルフ場、ボウリング場、フィットネスクラブ、ゲームセンター、ダンスホール、カラオケボックス 等
道路旅客 運送業	バス、タクシー 等
教育・ 学習支援業	幼稚園、学校、専修学校、各種学校、認定こども園、学習塾、音楽教室、書道教室、生花教室、そろばん塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ヨガ教室、料理教室 等
その他 サービス業	集会場（講演会、展示会、集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設）

【参考】対象「中小企業」の範囲（中小企業基本法第 2 条第 1 項より作成）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

別表2

対象経費一覧

対象項目	目的	主な具体例
衛生設備	飛沫感染防止	飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテンの導入 ソーシャルディスタンス確保を目的としたサインの導入、テーブル・椅子等の導入 など
	消毒	消毒設備（自動型手指消毒器・器具用消毒器・除菌剤の噴霧装置・オゾン発生装置・紫外線照射機 等）、自動水栓、自動ソープディスペンサー（手洗い石けん用等）の導入 など
	換気	換気扇、空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）、換気機能や空気清浄機能（ウイルス対策可能なもの）を持つエアコンの導入など
	衛生管理	非接触体温計、サーモカメラの導入 など
	その他	セルフレジ、キャッシュレス化対応機器等の導入
衛生用品		ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、エプロン、防護服、マスク（マスクケース含む）、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、ディスポ手袋、洗浄剤・漂白剤 など

申 請 書 類 一 覧		郵送チェックリスト
申 請 書 類		
	1 申請書兼実績報告書（様式 1）	<input type="checkbox"/>
	2 申請する対象経費の一覧（様式 2）	<input type="checkbox"/>
	3 誓約書（様式 3）	<input type="checkbox"/>
添 付 資 料	<p>4 領収書などの書類（写し）</p> <p>※対象経費について、支出した日付、品目、金額（税抜額）の3点が分かる領収書などの書類の写しを添付してください。</p> <p>※原本を提出された場合でも、返却は行いません。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>5 本人等確認書類（写し）</p> <p>※法人の場合</p> <p>法人名・法人の所在地・法人の代表者名が分かる書類の写し 例) 法人登記簿の写し、法人のホームページ・パンフレット等の会社概要が記載されている部分の写し 等</p> <p>※個人事業主の場合</p> <p>事業主の氏名・住所が確認できる書類の写し 例) 運転免許証の写し、マイナンバーカード（表）の写し 等</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>6 衛生設備を導入したことが分かる写真</p> <p>※衛生用品については、写真の添付は不要です。</p> <p>※費用を既に支出したが、納品がされていないという場合は、その旨を「4 領収書などの書類（写し）」の欄外に記載してください。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>7 口座情報（振込先口座、口座名義及び支店番号等）を確認できる通帳等の写し（通帳の場合、表紙の裏など）</p> <p>※申請書に記載した口座の情報が分かる通帳等の写しを添付してください。</p> <p>※銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・JA バンク等の金融機関に有する申請者と同一名義の口座に限ります。</p>	<input type="checkbox"/>

※ 郵送チェックリストに□を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金 申請書兼実績報告書

令和 2年 7月 ○日

法人名又は個人事業主名	カナ	シンコウ タロウ	屋号ではなく、本人の氏名を記入してください		
住所(※1)	〒 9 5 0 8 5 7 0	新潟市中央区新光町8-1	本人確認書類と同一の住所を記入してください		
連絡先	電話番号	0 2 5 × × × × × ×	個人事業主に○をつけください		
業種(※2)		飲食サービス業		個人事業主	
申請者の情報 法人の場合	資本金または出資金の額 万円	中小企業基本法 上の業種(※3)		法人番号(※4)	
		常時雇用する 従業員数 人			
個人事業主の場合	施設名	ラーメン新光		生年月日 西暦 1 9 8 0 年 7 月 × × 日	
申請金額	¥ 2 0 0 0 0 0 0	(※対象経費の要件を満たす総額5万円以上の経費について、20万円を上限に申請できます。)		店舗名などを記入してください	
口座情報(※5)	金融機関名	〇〇銀行	金融機関番号(※6)	支店名 〇〇支店	支店番号(※6) × × ×
	預金区分(右欄に番号を記載) 1:普通 2:当座 4:貯金 9:別段	1	口座番号	支店名 〇〇支店	支店番号(※6) × × ×
	口座名義人(カナ)	シンコウ タロウ			

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 「住所」は、法人の場合は法人所在地、個人事業主の場合は添付の本人確認書類記載の住所としてください。

※2 以下のはづれかを記入してください。
(飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業)

※3 以下のいづれかを記入してください。(1)売業、サービス業、その他の業種)
※4 国税庁法人番号公表サイトに掲載されている13桁の番号を記載してください。

※5 銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・JAバンク等の金融機関に有する申請者と同一名義の口座に限ります。

※6 通常、通帳の表紙裏に番号が記載されています。

事業主ご本人の
生年月日を記入
してください

【主な金融機関の金融機関番号】
例 第四銀行 0 1 4 0 北越銀行 0 1 4 1
大光銀行 0 5 3 2

*上記以外の金融機関を振込口座に指定することも可能ですが

- 通帳に記載されているとおり記入してください
- 「ツ・ヤ・ユ・ヨ」は小文字ではなく大文字で記入してください、
- 個人名は姓と名の間を1文字空けてください

書報告業績年審申請書

法人名又は個人事業主名	カナ	カブシキガイシャ シンコウショウテン										
漢字	株式会社 新光商店	法人所在地を記入してください										
住所(※1)	〒 950 8570	新潟市中央区新光町8-1										
連絡先	電話番号 025 ×××××	日中連絡先		090 ×××××	法人		法人につけてください					
申請者情報	業種(※2)	小売業			種別	個人事業主						
	法人の場合	資本金または出資金の額 1,000万円	中小企業基本法上の業種(※3)	法人番号(※4)	小売業	常時雇用する従業員数 5人						
	個人事業主の場合	施設名			生年月日	西暦 年 月 日						
申請金額	¥ 200000	(※)対象経費の要件を満たす総額5万円以上の経費について、20万円を上限に申請できます。										
口座情報(※5)	金融機関名	〇〇銀行		金融機関番号(※6)	×××	支店名	〇〇支店	支店番号(※6)	×××			
	預金区分(右欄に番号を記載) 1:普通 2:当座 4:貯金 9:別段	1	口座番号	×××	×××				【主な金融機関の金融機関番号】 例 第四銀行 0140 北越銀行 大光銀行 0532 ※上記以外の金融機関を振込口座に			
	口座名義人(カナ)	カブシキガイシャ シンコウショウテン										

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

- ※1 「住所」は、法人の場合は法人所在地、個人事業主の場合は添付の本人確認書類記載の住所としてください。

※2 以下のいずれかを記入してください。
（飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業）

※3 以下のいずれかを記入してください。（小売業、サービス業、その他の業種）

※4 国税庁法人番号公表サイトに掲載されている13桁の番号を記載してください。

※5 銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・JAバンク等の金融機関に有する申請者と同一名義の口座に限ります。

※6 通常、通帳の表紙裏に番号が記載されています。

○ 通帳に記載されているとおり記入してください
○ 「ツ・ヤ・エ・ヨ」は小文字ではなく大文字で記入してください
○ 個人名は姓と名の間を1文字空けてください

記入例

申請する対象経費の一覧

○対象経費に関する留意点

- (1) 衛生用品の購入費のみの申請は、対象になりません。
- (2) 消費税及び地方消費税額は、対象経費に含めません。
- (3) 国等が行う支援制度に申請した（又は今後申請予定の）経費は対象なりません。

通番	品目名	支払金額 (税抜)	衛生用品 の場合○
1	飛沫感染防止パネル	¥65,000	
2	自動型手指消毒器	¥30,000	
3	換気機能付きエアコン	¥100,000	
4	マスク	¥10,000	○
5	(以上)		
6			
7			
8			
9			
10			
合計金額 (5万円以上)		計	¥205,000-
申請金額 (5万円～20万円)		計	¥200,000-

※ 申請金額が申請書に記載の内容と相違がないことをご確認ください。

※ 添付資料4「領収書などの書類（写し）」の内容と相違ないことをご確認ください。

記入例

新潟県知事 様

誓 約 書

私は、「新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・「新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金」申請受付要領に定める下記の対象要件をすべて満たしています。

・新潟県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主であること。（社団法人・財団法人・NPO法人等を含む）
 ・県民に直接サービスを提供する施設を有する下記の業種であること。
 （飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業）
 ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

- ・申請を行った対象経費について、事実に相違ありません。また、国等が行う支援制度に申請した（又は今後申請予定の）経費は対象に含んでいません。
- ・新潟県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・虚偽や不正等が判明した場合は、支援金を返還します。

以上

本人等確認書類と同一の住所を記載
してください。

令和 2年 7月 ○日

申請（届出）者

住 所 新潟市中央区新光町8-1

名 称 株式会社 新光商店

代表者名 新光 次郎

※代表者名は代表者が自署又は記名押印してください。

印

○法人の場合
法人名を記入してください。
○個人事業主の場合
記載不要です。

※記名押印の場合
○法人の場合
代表者印（ない場合は代表者の私印）を
押印してください。
○個人事業主の場合
事業主本人の印を押印してください。

新潟県 新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金 (三密対策支援金)

よくある質問 Q & A

【1 支給対象者について】

Q 1－1 支援金の対象者は

A 1－1

新潟県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主（社団法人、財団法人、N P O 法人等を含む）のうち、一般の県民の方々に直接サービスを提供する施設を持つ事業者が対象です。

具体的には、以下に記載されている業種です（詳細は要領別表 1 参照）。

飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業（集会場）

【参考】対象外業種一覧

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業、運輸業（道路旅客運送業を除く）、郵便業、卸売業、金融業、保険業、情報通信業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、医療、福祉、複合サービス事業、公務

Q 1－2 その他サービス業（集会場）はどういった業種か

A 1－2

講演会、展示会や集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する業種です。

なお、不動産賃貸業・管理業はここには該当せず対象外となります。

Q 1－3 医療法人、農業法人は対象となるか

A 1－3

医療は対象業種ではありませんが、医療法人であっても、医療関係の専修学校を運営する場合は、「教育・学習支援事業」に該当し、対象となります。

また、農業法人についても、直売所などのサービスを運営する場合は「小売業」に該当し、対象となります。

Q 1－4 政治・宗教団体も対象になるか

A 1－4

政治・宗教団体は対象となりません。

Q 1－5 複数の事業所がある事業者は

A 1－5

今回の支援金は、事業者単位での申請・支給となります。事業所や店舗、業種の数にかかわらず、1事業者（法人・個人事業主等）として1回のみの申

請となります。1事業者が、複数回申請することはできません。
なお、対象業種の事業所や店舗等であれば、1回の申請の中で複数の施設における整備費用を計上することができます。

Q 1－6 県外の事業者も対象か

A 1－6

県外の事業者であっても、新潟県内に事業所があれば対象です。
ただし、県内の事業所における設備整備等の経費のみが対象となります。

【2 支給対象経費について】

Q 2－1 どのような経費が対象になるのか

A 2－1

感染防止対策に必要な衛生設備を整備する際にかかる費用が対象です。具体的には、申請受付要領別表2に掲載されている経費が対象となります。

Q 2－2 購入した金額に消費税が含まれている場合は

A 2－2

消費税及び地方消費税額は、対象経費に含みません。
申請書類には、必ず税抜費用を記載してください。

Q 2－3 国や市町村等のコロナウイルス感染症対策制度にも申請可能か

A 2－3

国や市町村等で実施するコロナウイルス感染症対策制度において申請した（又は今後申請予定の）経費は本事業で申請することはできません。

《参考例》

【「持続化補助金」（中小企業庁）】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2020/200428jizoku.html>

【大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業（環境省）】

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kobo/r02/hosei02.html>

なお、国や市町村等の支援制度が対象経費を限定しない支援制度である場合は、申請できます。

《参考例》

【新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）】

<https://corona.go.jp/>

【県内市町村の支援措置 リンク集】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shichouson/corona-shichoson-shienjokyo.html>

Q 2－4 支給金額はいくらか

A 2－4

事業申請時に、感染防止対策に必要な衛生設備等の購入について支払いが済んでいることが条件となり、合計5万円（税抜）以上の経費について、1事業者20万円（税抜）を上限に全額（補助率10/10）支給します。

Q 2－5 対象経費の組合せはどういう意味か

A 2－5

今回の支援金は、感染防止に必要な衛生設備の整備にかかる費用（申請受付要領別表2「衛生設備」）を対象としています。

申請受付要領別表2「衛生用品」も対象ですが、「衛生用品」経費のみでは申請できません。

《参考》

購入費等	衛生設備のみ	衛生設備+衛生用品	衛生用品のみ	
税抜5万円未満		×	（対象外）	
税抜5万円～20万円	○（実費を支給します）		×	（対象外）
税抜20万円超	○（20万円を支給します）			

【経費例】

- 衛生設備7万円+衛生用品0円 合計7万円（支給額7万円）
- 衛生設備3万円+衛生用品3万円 合計6万円（支給額6万円）
- 衛生設備15万円+衛生用品10万円 合計25万円（支給額20万円）
- ×衛生設備3万円+衛生用品1万円 合計4万円（5万円以上の申請必要）
- ×衛生設備0円+衛生用品5万円 合計5万円（衛生設備経費は必須）

（※各金額は税抜費用）

Q 2－6 対象となる経費の支出期間は

A 2－6

令和2年4月1日から申請日までの間に、実際に支払った費用が対象となります。添付していただく領収書等で、この期間内に支払われたかなどを確認できることが必要です。

Q 2－7 購入して費用は支払ったが、まだ納品されていない場合は

A 2－7

購入した設備・物品が申請日までに納入されていない場合は、8月末までに納入予定のもののみ対象となります。

申請書類に添付する「添付資料6 卫生設備を導入したことが分かる写真」は不要ですが、8月末までに納入される旨を「添付資料4 領収書などの書類（写し）」の欄外に記載してください。

Q 2－8 購入ではなく、リースも対象となるか

A 2－8

リースも対象となります。対象経費に計上できるのは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間です。

ただし、申請日までに支払が済んでいる必要があります。

《Q 2－6、Q 2－7、Q 2－8 の参考》

	～R2/3/31	R2/4/1～	【申請期間】6/30～7/31	～8/31	～R3/3/31	R3/4/1～
支払日	×		○（申請日まで）		×	
納入日	×		○（支払済費用のみ）		×	
リース	×		○（支払済費用のみ）		×	

○…費用計上可、×…費用計上不可

Q 2-9 中古品も対象となるか

A 2-9

中古品も対象となります。購入日、購入品目、購入金額（税抜）が分かる領収等を添付してください。

Q 2-10 エアコンは対象となるのか

A 2-10

外気との換気機能か、空気清浄機能（ウイルス対策可能なもの）を持つ空調設備であれば対象となります。申請書様式2「申請する対象経費の一覧」の品目名欄に、いずれかの機能付きであることを明記してください。

なお、室内の空気を循環させる機能だけの設備は対象外となります。

Q 2-11 空調設備等の衛生設備の購入に際してかかった施工費も対象か

A 2-11

要領別表2に記載されている衛生設備の導入に付随して発生し、直接必要な経費であれば対象となります。

Q 2-12 パソコンやIT機器の購入経費は対象となるか

A 2-12

今回の支援金では、衛生設備の導入を目的にしているため、対象外です。

ただし、衛生設備のセルフレジやキャッシュレス化対応機器等として購入し用いる場合は対象となります。

【3 申請について】

Q 3-1 申請の受付期間は

A 3-1

申請は、令和2年6月30日から7月31日まで、郵送のみ受け付けています（当日消印有効）。6月30日より前の送付は受け付けていません。

なお、予算額を超える申請があった場合は、上記期間内においても受付を終了します。その場合は、受付を終了する概ね1週間前までに県HP等でお知らせします。

Q 3-2 申請書類はどこで入手できるか

A 3-2

申請書類は、令和2年6月17日（水）より、以下から入手できます。

【w e b】 新潟県HP <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kokusaikanko/shienkin.html>

【その他】 県庁受付のほか、県地域振興局や市町村、商工会・商工会議所、金融機関等の各窓口

Q 3-3 申請に必要な書類と、申請書類の書き方は

A 3-3

申請には、以下の書類が必要になります。記入方法・記入例は、申請受付要

領をご確認ください。

○申請書類

- ・様式1（申請書兼実績報告書）
- ・様式2（申請する対象経費の一覧）
- ・様式3（誓約書）

○添付資料

- ・領収書などの書類（写し）※日付、品目、金額（税抜）が分かるもの
- ・本人等確認書類（写し）
- ・衛生設備を導入したことが分かる写真
- ・口座情報を確認できる通帳（表紙を開いた2～3ページ目の写し）等

Q 3－4 申請書類の送付先は

A 3－4

申請書類は、下記住所に簡易書留等の郵便物の追跡ができる方法で郵送してください（郵送料はご自身でご負担の上、裏面に差出人住所・氏名を明記）。

なお、感染拡大防止のため、郵送のみでの受付とさせていただいております。直接の持込みは受け付けておりません。

〔宛先〕〒950-8570（住所記載不要）
新潟県 三密対策支援金センター 受付係

Q 3－5 支給額の決定や実際の支給は

A 3－5

送付いただいた申請書類や添付資料を確認・審査し、実際の支給額を決定します（必要に応じて内容の確認や追加書類の提出を求めることがあります）。

支給額決定後、順次7月中旬頃から申請者住所に決定通知を送付し、送金手続を行います（郵送状況等により通知送付と入金が前後することがあります）。

なお、個別の審査状況や具体的な支給日については、お問い合わせいただいでもお答えできません。

【4 その他】

Q 4－1 支援金は課税対象となるか

A 4－1

原則課税対象となります。詳細は、お近くの税務署へお問合せください。

Q 4－2 支援金給付者は公表されるのか

A 4－2

今回の支援金については、給付を受けた事業者の情報は公表されません。